

# 岸和田市環境計画（素案）

～自然を友に 人・まち・未来～

平成 27 年 7 月

岸 和 田 市



## 目 次

第1章	計画策定の考え方	1
第1節	計画の背景	1
第2節	計画策定の基本的考え方	2
1	基本理念	2
2	市民・事業者・市の役割と責務	3
第3節	環境計画と他の計画との関係	4
第4節	計画の期間と対象	4
1	計画の期間	5
2	計画の適用範囲	5
第2章	計画の背景	6
第1節	環境を取り巻く社会情勢	6
第2節	上位計画や関連計画の策定・改定の動き	9
第3節	岸和田市の環境の現状と課題	10
第4節	求められる視点	21
第3章	計画が目指すもの	22
第1節	目指す方向（環境像）と基本目標	22
第2節	計画の体系	23
第3節	目標の実現に向けた取組	
1	生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る	
2	健康で安全に暮らせる潤いある環境を形成する	
3	持続可能な循環型社会を形成する	
4	環境を大切にした価値観の醸成と活動を行う	
第4章	重点的な取組	
第5章	計画の着実な推進に向けて	



# 第1章 計画策定の考え方

---

## 第1節 計画の背景

近年、環境を取り巻く状況は、法体系の整備をはじめ、本格的な循環型社会への移行、地球温暖化に起因する気候変動、エネルギー問題の深刻化、生物多様性の保全等めまぐるしく変化してきました。平成23年（2011年）3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年（2012年）4月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」において「目指すべき持続可能な社会の姿とは『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え『安全』がその基盤として確保される社会である」と位置づけられています。また、大阪府では、平成22年（2010年）5月に新環境総合計画「大阪21世紀の新環境総合計画」を策定し、府民の参加と行動のもと、「低炭素・省エネルギー社会の構築」、「資源循環型社会の構築」、「全てのいのちが共生する社会の構築」、「健康で安心して暮らせる社会の構築」の4つの分野で施策を推進し「魅力と活力ある快適な地域づくり」を進めていくとしています。

持続可能な社会を実現するためには、多様な主体による行動・協働の推進、総合的な環境施策の推進、社会情勢に的確に対応した戦略的取組が必要です。

本市では、平成15年6月に制定した「岸和田市環境保全条例」において、環境の保全と創造について基本理念を掲げ、市はもとより市民、事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めました。

本計画は、この基本理念の実現に向けて、条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

## 第2節 計画策定の基本的考え方

「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」（平成23年3月策定）の基本目標と「岸和田市環境保全条例」（平成15年6月20日条例第16号）に基づき、「岸和田市環境計画」を策定します。

### 第2章 環境施策

（環境計画の策定等）

第6条 市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定するものとする。

2 市は、環境計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、実施した施策の状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

3 市は、環境計画を見直したときは、速やかにこれを公表するものとする。

## 1 基本理念

岸和田市環境保全条例に規定されている基本理念に基づき、環境施策を推進します。

### 第1章 総則

（基本理念）

第2条 市は、次の各号に掲げる基本理念に基づき、環境施策を推進しなければならない。

（1） 生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。

（2） 地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。

（3） 地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全し、及び活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成すること。

（4） 健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源及びエネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成すること。

（5） 市、市民及び事業者が地域の環境の保全等に参画し、協働して取組、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活又は事業活動を営むこと。

## 2 市民・事業者・市の役割と責務

かつての環境問題は、一部の事業者の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊などでしたが、現在は、社会経済活動や生活様式そのものが大きな原因となり、環境問題は多様化・複雑化しています。

このような状況においては、事業者や行政のみでは解決が困難です。市民・事業者・市の3者が目指す方向や目標を共有し、互いの得意、不得意を理解し、協力する必要があります。

岸和田市環境保全条例に規定されている市民・事業者・市の責務は次のとおりです。

### 第1章 総則

#### (市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念を実現するため、環境施策を総合的に策定し、及び実施するものとし、環境に影響を与えるおそれのある施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講じるものとする。

2 市は、市民及び事業者（以下「市民等」という。）による環境の保全等に関する自主的な活動を促進するとともに、これらの活動が連携して推進されるよう必要な措置を講じるものとする。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、自らの日常生活において環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 市民は、地域における環境の保全等に関する活動に自主的、積極的に取り組むとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めるものとする。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動において環境の保全を図り、環境への負荷の低減に努めるものとする。

2 事業者は、地域における環境の保全等に関する活動に積極的に取り組むとともに、市が実施する環境施策に協力するよう努めるものとする。

### 第3節 環境計画と他の計画との関係

本計画は、「第4次岸和田市総合計画」において掲げられたまちづくりの基本目標のうち、基本目標I-3「暮らしの安全性・快適性を高める」、基本目標I-7「豊かな自然を未来につなぐ」などの個別計画として、本市における環境の総合的な計画として位置づけられるものです。

また、本計画は、各種関連計画との整合性を保ちながら、それらの計画において策定された施策のうち、本計画に関連する施策を環境の視点からとらえ、配慮を促すものです。

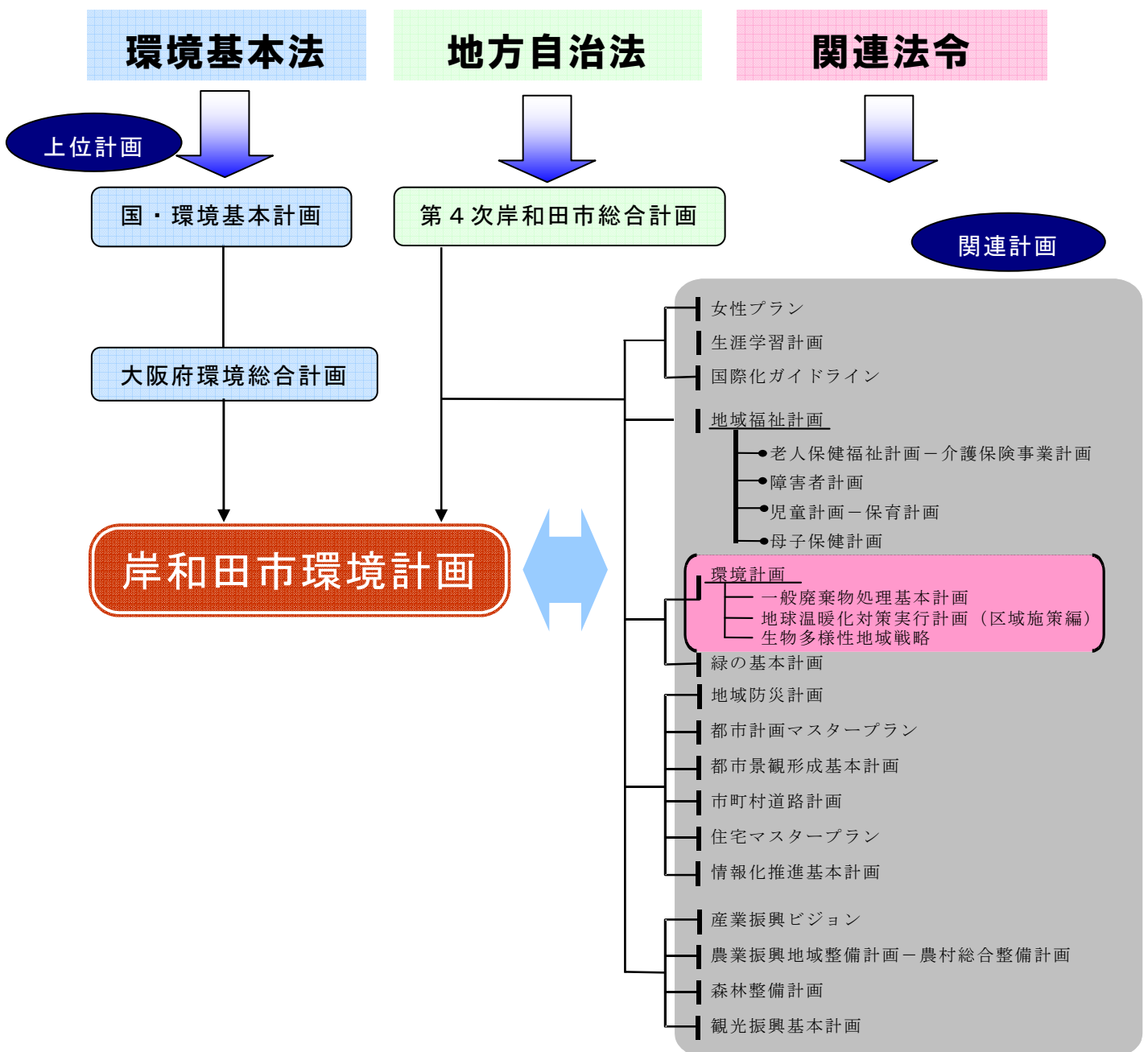


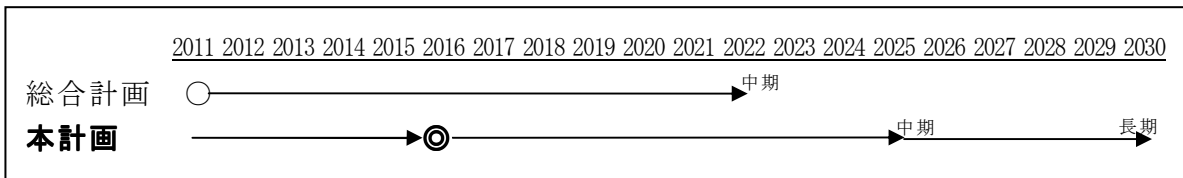
図1-1 環境計画と他の計画との関係



## 第4節 計画の期間と対象

### 1 計画の期間

平成37年度（2025年度）を目標年度とします。また、社会情勢、科学技術の進展等を踏まえ、中間見直しを行い、次期総合計画との整合を図ります。



### 2 計画の適用範囲

#### 【対象地域】

岸和田市全域を対象地域とします。ただし、広域での取組が求められる施策については、必要に応じ、他地域との連携を図ります。

#### 【環境要素】

自然環境：生物多様性、地形地質等

生活環境：大気（大気環境、騒音・振動、悪臭等）、水（水環境等）、土壌・地盤（土壌汚染等）、資源・廃棄物（減量、資源リサイクル、廃棄物処理等）等

地球環境：エネルギー・地球温暖化対策（省エネルギー、低炭素社会等）

# 第2章 計画の背景

---

## 第1節 環境を取り巻く社会情勢

### (1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

#### ①急速に進む少子高齢化と人口減少

平成17年(2005年)に日本の人口が減少に転じ、急速に少子高齢化と人口減少が進んでおり、この傾向は長期化すると推測され、平成26年(2014年)には内閣官房に地方創生本部が設置され人口減少問題に当たる取組が進んでいます。

#### ②経済発展、量的拡大の見直し

生産年齢人口の減少により経済発展・量的拡大が見直され、心の豊かさや生きがいを重視する社会の成熟化が進行しています。

#### ③環境保全の担い手の減少

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域全体で環境を保全していくことが求められています。

### (2) 低炭素・循環型社会への社会的要請

#### ①東日本大震災を背景とした環境政策のあり方の変革

平成23年(2011年)3月11日の東日本大震災を背景として、リスク管理のあり方とともにエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しによる電力の自由化など、環境政策のあり方の変革が進められています。

#### ②地球温暖化の防止と資源構造の変化

平成20年(2008年)に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正、平成24年(2012年)に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定され、低炭素社会形成に向けた取組が進められています。また、平成24年(2012年)に再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まるなど、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの取組が行われています。

#### ③適正な資源循環の推進

世界的には、資源消費及び廃棄物の発生量が急増するとともに、これらの国際的な移動が増加していることから、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保することが必要になっています。国内では、「循環型社会形成推進基本法」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取組が進みつつありますが、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の取組のうち、特にリデュース、リユースについてはさらなる取組が求められています。

### (3) 安全が確保された社会の形成

#### ①大気・水・土壌環境、化学物質への対策

国内の大気環境は全体としては改善傾向にあります。光化学オキシダントについては環境基準の達成状況が全国的に低く、平均濃度は近年増加傾向にあります。また、微小粒子状物質（PM2.5）は全国的に環境基準を超える可能性があるといわれているほか、中国からの影響も懸念されています。

水環境については、関連法令の整備及び下水道の普及により改善が進んでいます。今後、生態系や気候変動などを考慮した健全な水環境への取組が求められています。

土壌環境については、関連法令が最近整備されたところであり、今後も土壌汚染への対策を推進していく必要があります。

有害な化学物質については、環境中への排出量や残留量は概ね減少傾向にありますが、環境中の多種多様な化学物質の多くについては健康や生態系への影響に関する情報が不十分な状況にあるため、環境リスクを低減する一層の取組が必要です。

#### ②東日本大震災を背景とした「安全・安心」に関する視点の高まり

東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、大気・水・土壌環境・化学物質への対策など、環境面においても重視されています。今後は、予防的な視点から環境リスクについての情報を関係主体間で共有し、安全対策についての認識の共有や協力関係を築く取組などを推進していくことが必要です。

### (4) 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

環境と経済を両立させる取組が活発になり、市場において省資源・省エネルギー型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及、浸透が進み、今後も拡大すると予想されています。また、平成24年（2012年）に閣議決定された「日本再生戦略」では、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進を目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置づけています。

### (5) 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組

平成22年（2010年）に、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開催「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」が制定されるなど、生物多様性に関する取組が進んでいます。しかし、「地球規模生物多様性概況第4版（2014年生物多様性条約事務局公表）」では、愛知目標の達成に向けた進捗が見られたものの、生物多様性に対する圧力を軽減し、その継続する減少を防ぐための緊急的で有効な行動がとられない限り、そうした進捗は目標の達成には不十分であるとされています。国内においても、「生物多様性

総合評価（2010年公表）」では、生物多様性の損失は全ての生態系に及び、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系などの損失は大きいと報告されています。生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた一層の取組が必要とされています。

## （6）環境学習の推進

市民や事業者の環境意識向上のために、地域全体でより良い環境、より良い地域を作っていく意識や力を高めることが重要です。また、環境を自らの課題としてとらえ、学校や地域社会における環境学習を推進し、市民、事業者、行政が連携して行動する必要があります。

平成14年（2002年）に「国連持続可能な開発のための教育の10年」が国連総会で採択されたことを受け、平成15年（2003年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、平成18年（2006年）には「我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画」が策定されました。これを受け、学習指導要領に持続可能な社会の構築の観点が含まれるとともに、平成23年（2011年）には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」も制定され、平成26年（2014年）には日本で持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催されるなど、環境問題の解決に向け環境学習が重視されてきています。

## （7）市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働

東日本大震災以降、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっています。今後は「人と人とのつながり」、「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加し、市民、事業者、市のあらゆる主体による地域づくりが進むなか、それぞれの新しい役割分担が模索されています。

## 第2節 上位計画や関連計画の策定・改定の動き

### (1) 市全体

- ・市の最上位計画である、まちづくりビジョン（第4次総合計画・平成23年）の将来構想の策定のほか、戦略計画の策定を行いました。

### (2) 環境関連分野

#### ① 条例

- ・岸和田市環境基金条例（平成22年）及び岸和田市きれいなまちづくり条例（平成25年）を制定しました。

#### ② 分野別計画など

- ・岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策・平成23年）、岸和田市生物多様性地域戦略2014（平成26年）の策定のほか、岸和田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・平成25年）の改定を行いました。
- ・また、平成22年度からは、普通ごみ有料指定袋制の導入を実施しました。

### 【岸和田市まちづくりビジョン第4次総合計画】（H23～H34）

目指すまちの姿「元気あふれる躍動都市 岸和田」

○まちづくりキーワード

未来・希望、安心・安全、活力・潤い、豊か・ゆとり、交流・きずな

○仕組みづくりキーワード

協働・参画、健全・持続、情報・共有



#### ●環境分野に関連する基本目標と目標が達成された姿

基本目標 I-2 次世代を育てる

目標が達成された姿4 岸和田の担い手が育っている

基本目標 I-3 暮らしの安全性・快適性を高める

目標が達成された姿1 健康的で快適な暮らしができている

基本目標 I-7 豊かな自然を未来につなぐ

目標が達成された姿1 海から山をつなぐ、水と緑のネットワークが機能している

目標が達成された姿2 心安らぐ場所が身近にある

目標が達成された姿3 地球環境への負荷が減っている

### 第3節 岸和田市の環境の現状と課題

岸和田市環境計画（平成20年（2008年）3月策定）の基本目標別に、本市の現状、課題を以下に示します。

#### （1） 自然と共によりいきづくまち（自然環境）

##### 1） 主要な取組内容

##### ① 重点的取組

###### ● 環境保全活動団体のネットワーク化

・ 神於山の自然再生地区の里山保全活動や久米田池、春木川・轟川などの水辺における市民・事業者・市が連携した清掃活動を中心とした環境活動、和泉葛城山でのブナ林の保全活動など、生物多様性に配慮した自然環境の保全や失われた自然の創出（再生）に取り組みました。また「自然活動団体ネットワーク会議」を設置し、定期的な意見交換を行いました。

###### ● 自然再生プロジェクトの実施

・ きしわだ自然資料館において地域自然史の特性を明らかにするための調査研究や資料の収集保管を積極的に進めるとともに、きしわだ環境市民会議自然環境部会による身近な自然調査や、岸和田市生物多様性地域戦略2014の策定に伴い、市内の自然環境資源や生態系サービスなどの把握を行いました。

##### ② 自然環境の保全と回復

・ 環境保全条例により、調整区域の土地の形質の変更行為について、緑化の指導を行うなどにより、環境への負荷軽減を図りました。また、河川、河川敷、水路、水路敷の清掃等維持管理を行いました。

##### ③ 自然とのふれあいの確保

・ きしわだ自然資料館では、室内外で自然をテーマにした多種多様な観察会、実習会、講演会を実施し、中でも、展示や普及用印刷物等で、生物多様性や自然環境保全に関連したテーマを積極的に取り上げました。また、市有地を大阪府のアドプトフォレスト協定制度などを利用しながら活動地として、市民が里山など森林保全活動を通じて、自然と触れ合える機会を創出しました。

#### 【数値目標の達成状況・平成25年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・ 緑地面積 2,600.38ha（3,293.17ha：平成27年度）
- ・ 人工海浜延長 1,190m（2,500m：平成26年度）
- ・ 里山保全活動数 225回/年（60回/年：平成24年度）

## 2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、自然環境に関して「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備など、ゆとりと潤いのある環境づくり」に対する関心が高く、日常生活においては「生垣、壁面、屋上等建物の緑化」「岸和田の海・川・山に出かけ、地域の自然に親しむ」ことに努める傾向が見られます。また、市の取組について明確な評価が示されませんでした。「市内の道路の緑化や公園の整備の推進」「多様な生物が生息する自然の保全や、自然にふれられる場所の確保」などの施策の実施を求めています。
- ・事業者は、自然環境に関して「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備など、ゆとりと潤いのある環境づくり」「開発などに伴う緑や鳥・魚・昆虫の減少や里山・田畑など身近な自然の管理・保全」に対する関心が高くなっています。行政の取組について明確な評価が示されませんでした。「市内の道路の緑化や公園の整備の推進」「多様な生物が生息する自然の保全や、自然にふれられる場所の確保」などの施策の実施を求めています。

### 【今後の課題】

- ・現有緑地の保全と緑化を推進するとともに、土地開発等において環境配慮を促し、良好な環境を確保する必要があります。
- ・生物多様性の普及啓発が不十分であるので、地域の動植物や自然にふれられる場の確保を始め、生物多様性について知る機会を創出する取組が必要です。
- ・保全活動団体間の連携や後継者の育成が必要です。

## (2) 個性豊かな環境を現在から未来へと受け継ぐまち（快適環境）

### 1) 主要な取組内容

#### ①個性豊かな環境の保全と創造

- ・本市は、国指定天然記念物の和泉葛城山ブナ林、府指定史跡名勝の久米田池、府指定名勝の牛滝山、府指定無形民俗文化財の葛城踊りなど文化財保護法等による史跡、名勝、天然記念物を数多く有し、歴史的・文化的遺産の保全と活用を行っています。
- ・うるおいある景観の保全と創出に向け「まちを美しくする市民運動推進協議会」や「岸和田市違法屋外広告物追放登録員制度」を設け、市民や市民団体と市が一体となり地域の美観を維持するとともに、啓発を進めています。
- ・平成25年7月には、市民生活に密着するごみのポイ捨て、ペットのふん放置 落書きの禁止などについて、市民、事業者、市の責務を明確にし「きれいなまち岸和田」を進めるための「岸和田市きれいなまちづくり条例」を施行しました。
- ・関連法令や土地利用に関連する「都市計画マスタープラン」「岸和田市景観計画」等を活用することにより、優れた自然的景観の保全を図ります。
- ・また、景観上の支障とともに、交通渋滞の原因ともなる不法駐車や自転車の放置を防止するため、駐車場や駐輪場等の施設の整備、拡充に努めるとともに、利用者のマナーに関わる普及啓発を行っています。
- ・快適な生活空間の確保に向け、地域の特性を踏まえ「地区計画」等を活用して基盤整備を推進するとともに、共同建て替え、建築協定等を奨励し、敷地の細分化防止、オープンスペースの確保に努めています。

#### 【数値目標の達成状況・平成25年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・市民 **1** 人当たりの都市公園面積 8.34 m<sup>2</sup>/人 (14.6 m<sup>2</sup>/人：平成27年度)



## 2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、快適環境に関して「ごみの不法投棄や散乱ごみ、ペットのふんの放置」に対する関心が高い傾向が見られます。また、市の取組において「歴史的・文化的遺産や景観の保全と活用」「岸和田の歴史・文化の普及啓発、次世代への継承」については高い評価が示されましたが「不法投棄対策の推進」「ポイ捨て、ペットのふん放置の防止、環境美化活動の推進」「高齢者や障害者等に配慮した施設の整備」などの施策の実施を求めています。
- ・事業者は、快適環境に関して、市民と同じく「ごみの不法投棄や散乱ごみ、ペットのふんの放置」への関心が高くなっています。また、周辺地域の環境について「ごみが少なくなり、まちがきれいになった」「まち並みが良くなった」と感じている傾向が見られます。

### 【今後の課題】

- ・岸和田市きれいなまちづくり条例の普及啓発と条例を活かした取組の推進が必要です。
- ・岸和田市景観条例、岸和田市景観計画、岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインに基づくまちづくりの推進が必要です。
- ・快適な生活空間の確保に向けて、身近なみどりや親水空間が求められています。多様な主体と連携し、取組を進めていくことが必要です。

### (3) 健康に暮らせる安全で快適なまち（生活環境）

#### 1) 主要な取組内容

##### ① 重点的取組

###### ● 環境の改善と創造を推進するための基盤整備

- ・ 「公害防止についての対策」については、平成 20 年 10 月に特定悪臭物質の濃度規制を改め、臭気指数規制を導入しました。今後も他の機関と連携し、新たな法規制等について事業者への周知、指導を行うとともに、大規模災害時における化学物質による環境汚染について自主的な対策を講じるように促します。

##### ② 大気汚染・悪臭の未然防止と改善

- ・ 発生源対策として、大気汚染及び悪臭の未然防止、改善に努めるため、工場・事業場を中心とした固定発生源に対する指導、規制を推進しています。
- ・ 環境監視としては、大阪府が岸和田中央公園局（一般環境測定局）及び天の川下水ポンプ場局（自動車排ガス測定局）で常時監視を行っています。また、環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質及び指針値が設定されている 8 物質の調査を行い、全て環境基準と指標値を達成しています。

##### ③ 水質汚濁の未然防止と改善

- ・ 市内の公共用水域の水質汚濁状況を 7 河川 11 地点で監視しています。また、市内の地下水の水質汚染状況についても監視しており、公共用水域については健康項目及び生活環境項目（BOD）の全ての環境基準を達成しています。
- ・ 法律や条例で規定される施設を有する事業場等に立入し、排水水の水質検査を実施しました。排水基準違反があった施設に、排水処理施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行いました。

##### ④ 騒音・振動の未然防止と改善

- ・ 市域における騒音に係る環境基準の達成状況については道路に面する地域 20 地点と道路に面しない地域 13 地点のうちから、地点を変えながらモニタリング調査を行い、環境基準を達成しています。
- ・ 関西国際空港へ離着陸する航空機からの騒音についても環境基準を達成していますが、事業者に対し、必要に応じて航空機騒音防止対策を実施するよう要請しています。

##### ⑤ 自動車交通被害の未然防止と改善

- ・ 沿道環境の改善を図るため、関連法令や「都市計画マスタープラン」等に基づき、用途地域や地区計画等による適切な土地利用の誘導を行っています。

- ・また、自動車から公共交通機関へ、市域内での移動手手段の切り替えを促すため、地域巡回ローズバスの運行等を行っています。

#### ⑥その他の公害の未然防止と改善

- ・「PRTR法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の環境への排出量の把握を通じて環境リスクの理解を深め、事業者の自主的な管理の促進を行っています。
- ・市内の一部環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するための調査を実施しており、全ての地点において環境基準を達成しています。

#### ⑦環境保全体制の整備

- ・市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、近年の苦情は、都市生活に起因するものや感覚・心理的なものまで多様化してきており、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のみならず、空き地の雑草、廃棄物の不適正処理等、広範囲に及んでいます。市民から寄せられる苦情等に対しては、敏速かつ適切な処理を行い、その解決に努めています。

#### 【数値目標の達成状況・平成25年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・大気 環境基準及び府の環境保全目標 100%（環境基準の100%達成：平成24年度）
- ・水質 環境基準及び府の環境保全目標 100%（環境基準の100%達成：平成24年度）
- ・生活排水適正処理割合 87.9%（生活排水適正処理割合の100%達成：平成24年度）
- ・騒音・振動 自動車騒音面的評価環境基準達成状況 96.8%（環境基準の100%達成：平成24年度）

## 2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、生活環境に関して「交通渋滞が増えた」と感じている傾向が見られます。また、市の取組において「交通公害（排ガス、渋滞等）の防止と改善」の施策の実施を求めています。
- ・事業者は、生活環境に関して自主的に「事業所排水の適正処理」「有害物質の使用削減」に取り組んでいます。また、今後は「低公害車の導入や物流システムの効率化」「公共交通機関の利用を指導」について実施意欲を持っている傾向が見られます。

### 【今後の課題】

- ・大気、水質、騒音・振動については概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、環境監視体制の維持と新たな環境汚染に対応する体制構築が必要です。
- ・現有緑地の保全と緑化を推進するとともに、土地開発等において環境配慮を促し、良好な環境を確保する必要があります。
- ・市内の交通渋滞については JR 阪和線の高架化に伴い緩和されると想定されますが、公共交通機関の利便性の向上について検討を進める必要があります。

#### (4) 環境への負荷の少ない循環型のまち（地球環境）

##### 1) 主要な取組内容

###### ①重点的取組

###### ●地球温暖化対策の強化

・岸和田市新エネルギービジョンに基づき、平成 21 年 2 月にバイオマス利用事業調査及び実証実験を行いました。平成 23 年 5 月には、岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）を策定し、再生可能エネルギー設備の導入を促進する施策を実施しています。

###### ●環境の改善と創造を推進するための基盤整備

・「環境配慮行動の浸透」については、低炭素行動の普及啓発を実施しています。また、「一般廃棄物処理基本計画の推進」については、平成 25 年 4 月に一般廃棄物処理基本計画の見直しを行いました。見直し計画に基づいてごみの減量やリサイクルの推進、適正な処理のための施策を実施しています。

###### ②地球温暖化対策の推進

・省エネルギーの推進として、市有施設の ESCO 事業の実施及び検証や温暖化防止学習の促進、防犯灯 LED 照明の導入などを推進しています。また、新エネルギーの推進として平成 21 年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を開始するなど、再生可能エネルギー設備の導入促進を行っています。

###### ③水の適正利用

・水資源の確保と有効利用のために「水の日」等の啓発ポスターの掲示など、水の有効利用を推奨する啓発活動を行っています。

###### ④廃棄物・リサイクル対策の推進

・廃棄物の発生抑制を推進するために、平成 22 年度から普通ごみ有料指定袋制を導入するとともに、生ごみ処理機器購入費の補助やリユース品の無償譲渡会等を実施しています。

・廃棄物の資源化・リサイクルの推進に向けた取組として、ごみの分別回収を実施し、リサイクルを進めるとともに、ごみの分け方・出し方についてのパンフレットを各戸配布しています。廃棄物の適正処理については、不法投棄や不適正な排出に対して、関係機関と協力し指導を行っています。

#### 【数値目標の達成状況・平成 25 年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

・CO<sub>2</sub>排出量 1,528 千 t-CO<sub>2</sub>（1990 年度 1,055 千 t-CO<sub>2</sub>より 25%削減の 791 千 t-CO<sub>2</sub>：平成 32 年度）

## 2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、地球環境に関して「ヒートアイランド現象による熱中症の増加、局地的豪雨」「地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題」に対する関心が高く、日常生活においては「ごみを分別する」「ものを大切にし、長く使う」「食べ残しを出さないように心がける」ことに努める傾向が見られます。また、市の取組において明確な評価は示されませんでした。「電車・バスなど公共交通機関の利便性の向上、レンタサイクルやカーシェアリングの普及等、環境にやさしい移動手段の充実」の施策の実施を求めています。
- ・事業者は、地球環境に関して、環境への負荷を管理・低減するための仕組みを「導入していない」傾向が強い結果を示しました。しかし、今後は「環境負荷の低減やエネルギーの削減に取り組む」「環境への負荷が少ない部品や製品等を購入する」などの実施を検討している傾向が見られます。

### 【今後の課題】

- ・ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後とも、継続的かつ積極的に、市民の3R活動をみんなで支える仕組みを維持、発展させる必要があります。
- ・市内で土地開発、施設整備等が実施される際には、エネルギー管理の観点や再生可能エネルギーの活用促進など、低炭素型まちづくりを具体化していく必要があります。
- ・省エネ行動や公共交通機関の利用といった、環境に配慮した生活習慣や事業活動を推進するとともに、基盤となる交通環境を整備する必要があります。

## (5) 市民・事業者・行政が協力して積極的に環境保全に取り組むまち（協働）

### 1) 主要な取組内容

#### ① 重点的取組

##### ● 環境学習・環境教育の推進

- ・市が実施する取組の拡充として、里山ボランティア育成入門講座や環境に関わる講座や学習を高齢者大学などで行うとともに、きしわだ自然資料館において身近な自然をテーマにした観察会、実習会、講演会などの普及イベントを大幅に増やして実施しています。

##### ● 市民団体や地域団体が実施する学習プログラムの作成支援

- ・きしわだ環境市民会議などが行う活動の支援や、市民団体と連携した観察会や実習会などの取組を進めています。

##### ● 学校等との環境教育との連携

- ・身近な自然をテーマに学校・幼稚園を訪問して実施する出前授業の取組や、夏季に小中学校初任者研修の一環として、神於山において植物観察や竹切り体験及び竹細工などを行っています。これらの取組により学校・幼稚園による自然体験等の利用が神於山において多くなっています。

#### ② 環境保全活動のネットワーク形成

- ・きしわだ環境市民会議の部会活動を中心に、環境に携わる人の輪ができています。また、市内の河川における市民の清掃活動は、事業者や府なども参加する大きな取組に発展しています。さらに、河川環境への理解と参加者の交流を深めるため、自然観察会などの取組を実施しています。
- ・神於山保全活用推進協議会を構成する自治会、地元団体、事業者、行政等が、連携し、神於山の自然再生に取り組んでいます。また、里山ボランティア育成入門講座を通じた担い手づくり、団体同士の意見交換の場となる自然活動団体ネットワーク会議の開催など、ネットワーク形成の基礎となる取組を実施しています。

#### ③ 共通的政策の推進

- ・環境情報の整備と提供として、団体活動に係る情報の発信、環境白書及び廃棄物統計書の公表、環境配慮に係る制度の普及啓発を、広報、刊行物、ホームページなどにより行っています。
- ・財政的措置として、団体活動への人的支援、活動を担う人材の育成、特定の省エネルギー設備の導入を行う市民に対する補助金の交付を行っています。

## 【数値目標の達成状況・平成 25 年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・環境保全に係る催し、セミナー等開催数 4 回（5 回：平成 24 年度）

## 2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民の環境に関する認知度は「きしわだ自然資料館」「岸和田市きれいなまちづくり条例」などについては概ね高い傾向が見られましたが、市の実施する施策について「市の取組をもっと PR すべきである」「情報提供に注力すべきである」といった、情報提供に関する意見が多く見られ、取組の PR や更なる情報提供を求めています。
- ・事業者は、市の実施する施策について「環境に関する情報の提供・発信」「市民への環境教育」「環境保全に取り組むためのマニュアルやガイドラインの作成」など情報を得る機会の向上を求める項目の割合が高くなっています。また同時に「資源化、ごみ減量化の取組」「再生可能エネルギー、省エネルギー設備や低公害車購入」など、市民や事業者の自主的な活動の支援を求める傾向が見られました。

### 【今後の課題】

- ・市民・事業者・市の協力のもと様々な取組が行われていますが、学校などの教育機関や事業者との更なる連携が必要です。
- ・環境教育の担い手の育成と学習機会の提供、担い手となる各主体の連携の場が必要です。
- ・環境に関する情報を得る機会の向上の求めに対し、各主体との連携を強化し、より効果的な情報の収集・発信を行う必要があります。



## 第4節 求められる視点

社会情勢の変化や市民意識、市の現状と課題を踏まえ、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下のような視点が求められています。

### ①持続可能な社会の実現

法体系の整備、社会情勢等を踏まえ、エネルギーの有効利用や廃棄物の再資源化といった健全な物質循環による低炭素なまちづくりなど、環境・経済・社会の連携による環境にやさしい持続可能なまちづくりを実現していくことが求められます。

### ②多様な自然の保全と活用

本市の豊かな自然環境を活かし、生物多様性の保全と向上、自然資源の活用を図るとともに、災害時の安全確保、気候変動への対応等を強化することが求められます。

### ③多様な主体による行動と協働の推進

持続可能な社会の実現は、市のみでは進めることが出来ないため、市民・事業者・市がそれぞれの強みを活かし、市民自治都市、生涯現役社会との同時実現に向けて、協働で取組を進めていくことが求められます。

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐためにも、良好な環境づくりの担い手を育成することが重要です。このため、事業者との連携を図り、各分野における「環境教育」「情報の発信・公開」「情報交換の充実」を推進していくことが求められます。

### ④総合的な環境施策の推進

環境に関する課題は身近なものから地球規模のものまで幅広いですが、地域での取組の積み重ねが必要であるため、地域の状況を踏まえ、分野間の連携による取組の推進など、長期的な視点に立った総合的な施策の展開が求められます。

# 第3章 計画が目指すもの

この章では、岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）や関連諸計画との関係に留意しつつ、本市の特性などを踏まえ、本市が目指す方向（環境像）及びそれを実現するための基本目標を示します。

## 第1節 目指す方向（環境像）と基本目標

本計画は、次に掲げる目指す方向（環境像）の実現を目指します。

岸和田市の目指す方向（環境像）

### 自然を友に 人・まち・未来

目指す方向（環境像）の実現のため、4つの基本目標を設定し、基本目標4「環境を大切にした価値観の醸成と活動を行う」については、横断的な目標として設定します。

<p>基本目標1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る （環境指標：緑地面積、都市公園面積、人工海浜延長、里山保全活動数）</p>	<p>基本目標4 環境を大切にした価値観の醸成と活動を行う （環境指標：環境に係る催し、セミナー等開催数） ↳ 環境教育・環境学習・情報発信</p>
<p>基本目標2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する （環境指標：環境基準達成状況、生活排水適正処理割合）</p>	
<p>基本目標3 持続可能な循環型社会を形成する （環境指標：CO<sub>2</sub>排出量、ごみ資源化率）</p>	

図3-1 基本目標と環境指標

## 第2節 計画の体系

「目指す方向（環境像）」と「基本目標」の実現に向けて、「取組の方向性」と「施策」を次のように整理し、計画を推進します。

	基本目標 (環境指標)	取組の方向性	施策
目指す方向 (環境像)  自然を友に 人・まち・未来	1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る (緑地面積、都市公園面積、人工海浜延長、里山保全活動数)	生物多様性の保全	緑の保全と回復
			水辺環境の保全と回復
			生態系に配慮した自然環境の保全と創出
			生きものや自然とのふれあいの促進
			外来生物への対応
		自然資源の利用の促進	豊かな自然資源の活用
			環境と調和した安全・安心な農水産物生産の推進
	2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する (環境基準達成状況、生活排水適正処理割合)	生活環境の保全	健康に過ごせる生活環境の保全
			その他有害化学物質など新たな環境課題への対応
		快適で美しいまちづくりの推進	快適環境の保全とモラル・マナーの向上
			地域の特性に応じた景観の保全と創造
		健全な水環境・水循環の創出	水環境の保全
			水資源の確保と有効活用
	3 持続可能な循環型社会を形成する (CO <sub>2</sub> 排出量、ごみ資源化率)	低炭素な暮らしや事業活動の推進	低炭素なまちづくりの推進
			再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進
			環境に配慮した移動手段対策の推進
減量化・再資源化・適正処理の推進		廃棄物の発生抑制の推進	
		再資源化の推進	
		適正処理の推進	
4 環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を行う (環境に係る催し、セミナー等開催数)	環境に関する情報の公開・提供の促進		
	環境教育・環境学習の推進		